

について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」に基づき、昨年度より人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施しているところであり、平成17年4月から平成18年12月末までに54名の一時保護委託が実施されたところである(資料14(137頁))。

イ 医療の必要な人身取引被害者に対する支援

今年度の被害者が保護された状況を見ると、心身ともに過酷な状況に置かれていたり、罹病していても医療機関を受診できない状況のまま保護されるケースが増加している。

婦人相談所においては、事前に被害者が利用可能な医療機関と連携を図るとともに、平成18年度より婦人相談所運営費負担金において、人身取引被害者の医療費が補助の対象となっていることを踏まえ、速やかに予算化を図るなど適切な保護の実施が行われるよう努められたい。

ウ 人身取引の加害者処罰のための警察等との連携

加害者に対する処罰が人身取引の撲滅に資することから、被害者が捜査や加害者の訴追に協力することは極めて重要である。しかしながら、捜査等への協力に関しては、被害者本人が警察等から捜査協力の必要性と帰国予定等について十分な説明を受け、被害者の意思が尊重されるよう婦人相談所において配慮するとともに、事情聴取に適切な場所を提供するなど、必要に応じて被害者の立場や心理面への影響等を警察に説明するなど、捜査協力と適切な保護が平行して行われるよう緊密な連携を図られたい。

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について

平成19年2月2日

1. 設置の目的

被虐待児の増加等による、要保護児童の増加と入所児童のニーズの多様化・複雑化を踏まえ、今後目指すべき児童の社会的養護体制について検討するため、本検討会を設置するものである。

2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討課題

- (1) 我が国の社会的養護の現状と課題
- (2) 今後の社会的養護の基本的方向
- (3) 要保護児童の増加に対応した具体的施策
- (4) 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた社会的養護の質の向上に向けた具体的施策
- (5) 児童の権利擁護の強化に向けた具体的施策
- (6) その他

今後目指すべき児童の社会的養護体制に
 関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	大阪大学大学院人間科学研究科教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

(敬称略、五十音順)